

令和8年度版

人口減少に打ち勝つ笑顔で暮らせる島根をつくる
島根*創生
SHIMANE SOUSEI 2nd

島根県 企業立地 優遇制度の ご案内

誰もが、誰かの、
たからもの。

歴史がものづくりを育んできたこの地から
「しまね」という選択。

伝統的鉄製法「たたら製鉄」

たたら製鉄とは、砂鉄と木炭を原料に、粘土製の炉で燃焼し、鉄を生産する伝統的製鉄法です。たたら製鉄を国の選定保存技術として全国で唯一守り続けているのが、島根県奥出雲町の「日刀保たたら」です。日刀保たたらは、日本刀の材料となる良質な玉鋼の供給を主な目的として、毎年1月下旬から2月上旬にかけて不眠不休の3日間の操業が3回行われています。



島根県観光キャラクター
しまねっこ



企業立地促進助成金

島根県の産業の高度化と雇用の増大を図り、定住に寄与することを目的とした助成制度です。

投資助成

限度額 **7~12** 億円

雇用助成

上限なし

助成額 = 増加固定資本額 × 助成割合

※**県外の工場から県内に移設する機械設備も助成の対象です。**

助成額 = 増加雇用従業員数 × 100万円

(中山間地域に立地する中小企業：130万円)
雇用助成の対象は、新規学卒者及びUIターン就職者に限ります。
なお、新設の場合、県外拠点からの異動によるUIターンも対象です。

工場新設

県外から新たに島根県に進出する場合

最大30%助成

業種・企業区分		製 造 業		
		大 企 業	中 小 企 業 ※2	
支援メニュー・要件等				
認定要件 ※4	増加固定資本額	3億円以上	5,000万円以上	
	増加雇用従業員数	10人以上	5人以上	
投資助成割合	基本助成割合	15%		
	加算	次世代産業分野	各項目につき 5% 加算 (最大 15%)	
		労働生産性		
		高度技術者雇用		
		港湾利用		
		県内波及効果		
中山間地域立地				
雇用助成 ※1		常用雇用 (新卒・UIターン・県外拠点からの異動によるUIターン) × 100 万円 (中山間地域に立地する中小企業： 130 万円)		

工場増設

県内企業が規模拡大を行う場合

増設の度に、何回でも助成します

業種・企業区分		製 造 業			
		大 企 業	中 小 企 業 ※2		
支援メニュー・要件等				地 元 企 業 ※3	
認定要件 ※4	増加固定資本額	3億円以上	5,000万円以上	5,000万円以上	
	増加雇用従業員数	10人以上	5人以上	3人以上	
投資助成割合	基本助成割合	5%			
	加算	次世代産業分野	各項目につき 5% 加算 (最大 10%)		
		労働生産性			
		高度技術者雇用			
		中山間地域立地			
雇用助成 ※1		常用雇用 (新卒・UIターン) × 100 万円 (中山間地域に立地する中小企業： 130 万円)			

※1：外国人労働者の方については、身分や地位に基づく在留資格のある外国人労働者のみ雇用助成の対象となります。(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第二参照) ※2：中小企業とは、資本金3億円以下又は常用従業員数300人以下の企業(みなし大企業を除く。) ※3：地元企業とは、登記上、県内に本拠を置く企業(発行済み株式又は出資価額の所有割合が最も大きい企業又は個人が県外に本拠を置く場合を除く) ※4：認定要件のほか、業績の安定性、成長性、信用度などに関する審査を行います。

県外から新たに島根県に進出される場合

工場新設



人材確保・育成支援補助金

島根県の中山間地域へ進出時の人材確保や人材育成に係る経費を支援します。

3年間・1/2助成

業種・対象地域		製 造 業	
支援メニュー・要件等		中 山 間 地 域	
人 材 確 保	補助事業開始日	立地計画認定申請書の受理日	
	補助率	1/2	
	補助対象期間	3年	
	補助限度額	300万円/年	
	補助対象事業費	(1)有料職業紹介に要する経費 (2)広告に要する経費 (3)企業説明会等に要する経費 (4)島根県で実施する面接会等への移動経費 (5)県外からの転入者3名以上で操業開始する場合(住民票の移動を伴うものに限る) ①転居経費、運転免許取得経費等を想定した一時金を1人あたり50万円支給 ②社員寮、社宅の借上げ費用(対象経費の1/2)	
人 材 育 成	補助事業開始日	島根で勤務する従業員を初めて雇用した日	
	補助率	1/2	
	補助対象期間	3年	
	補助限度額	300万円/年(1人あたり30万円、採用日から1年の経費に限る。)	
	補助対象事業費	(1)社内研修に要する経費(講師謝金、旅費、教材作成費、会場借上費等) (2)委託研修に要する経費(研修委託費、県外研修宿泊費等)	



航空運賃補助金

島根県内の空港及び米子鬼太郎空港をご利用される場合、航空運賃を助成します。

5年間・1/2助成

業種・企業区分		製 造 業	
支援メニュー・要件等		大 企 業	中 小 企 業
支 給 要 件	増加雇用従業員数	10人以上	5人以上
	対象空港	(1)中山間地域へ立地する場合:萩・石見空港 (2)次世代産業分野の場合:県内空港*及び米子鬼太郎空港	
補助率		1/2	
補助対象期間		5年	
補助限度額		200万円/年	

*県内空港は、出雲緑結び空港、萩・石見空港、隠岐世界ジオパーク空港です。

その他の支援



高速専用回線利用料金補助金

県営工業団地に工場を新設する企業を対象として、高速通信の専用回線利用料の一部を5年間補助します。
ただし、石見臨空ファクトリーパークで新たな土地の分譲を伴う工場増設を行う場合は、増設に係る部分のみを対象に別途5年間補助します。



江の川工業用水道料金補助金

江津地域拠点工業団地へ立地し新たに工業用水を活用する企業を対象として、工業用水道料金の一部を5年間補助します。



FIT非化石証書購入費支援補助金

江津地域拠点工業団地及び石見臨空ファクトリーパークの用地を新たに1,000㎡以上購入する企業を対象として、FIT非化石証書の購入費を8年間補助します。

〈主な優遇制度〉



企業立地促進助成金

島根県のソフト産業の高度化と雇用の増大を図り、定住に寄与することを目的とした助成制度です。

雇用助成 **100**万円（中山間地域に立地する中小企業：**130**万円）



家賃補助金

島根拠点のオフィス賃料及び操業開始の施設改修費を支援します。

補助率 家賃額の**1/2** 補助限度額 最大**2,000**万円/年

補助期間 最長**8**年間

▶ 施設改修補助金（中山間地域に立地する場合）

補助率 操業時の賃貸施設改修費の**1/2**

補助限度額 **500**万円（施設改修補助額と家賃補助額を合算し、補助上限額は家賃補助限度額となります。）



航空運賃補助金

島根県内の空港及び米子鬼太郎空港をご利用される場合、航空運賃を助成します。

補助率 航空機利用経費の**1/2** 補助限度額 **200**万円/年

補助期間 **5**年間



人材確保・育成支援補助金

島根県進出時の人材確保や人材育成に係る経費を助成します。

補助事業開始日 【人材確保】立地計画認定申請書の受理日
【人材育成】島根拠点勤務社員の採用日



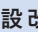




補助率 人材確保・育成支援経費の**1/2**

補助限度額 【人材確保】**300**万円/年 【人材育成】**300**万円/年
(1人あたり30万円、採用日から1年間の経費に限る)

補助期間 **3**年間

拠点新設



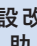
県外から新たに島根県に進出される場合

		ソフト産業				
		中山間地域			特 例	
		市	町	村	IT産業 (全域)	専門系事務職場 (中山間地域)
 企業立地 促進助成金	業 種	ソフトウェア業 など10業種	ソフトウェア業 など10業種	ソフトウェア業 など10業種	ソフトウェア業	インターネット附随 サービス業などの3業種
	ソフトウェア業	●	●	●	●	
	情報処理・提供サービス業	●	●	●		
	インターネット附随サービス業	●	●	●		●
	インターネット広告業	●	●	●		●
	コールセンター業	● ※3	● ※3	● ※3		
	シェアードサービス業	●	●	●		●
	データセンター業	●	●	●		
	非破壊検査業	●	●	●		
	機械設計業	●	●	●		
その他産業支援サービス業 (知事が特に認める業種)	●	●	●			
認定要件 ※1 (増加雇用従業員数)	常用10人以上	常用5人以上		常用3人以上		
投資助成 ※2	15~30%					
雇用助成 ※3 (新卒・Uターン・ 県外拠点からの異動によるUターン) ※4	常用雇用×100万円	常用雇用×130万円 (中小企業以外100万円)		常用雇用×100万円 (中山間地域に中小企業が立地する場合130万円)		
 家賃補助金	支給要件 (増加雇用従業員数)	常用10人以上	常用5人以上		常用3人以上	
	補助率	1/2				
	補助対象期間	5年間			8年間	
	補助限度額	2,000万円/年 (5,000円/月・坪以内)			1,000万円/年 (5,000円/月・坪以内)	
	 施設改修 補助金 ※5	補助率	1/2 (中山間地域のみ)			
補助限度額		500万円 (操業開始時に要した費用のみ)				
 航空運賃補助金 (県内及び米子空港で 業務利用する場合)	支給要件 (増加雇用従業員数)					常用3人以上
	補助率					1/2
	補助対象期間					5年
	補助限度額					200万円/年
 人材確保・ 育成支援補助金	支給要件					適用開始日 【人材確保】 立地計画認定申請書の受理日 【人材育成】 島根で勤務する従業員を初めて雇用した日
	補助率					1/2
	補助対象期間					3年
	補助限度額					【人材確保】年300万円 【人材育成】年300万円 (1名あたり30万円) (採用日から1年間の経費に限る)
	中山間地域で県外からの転入者 3名以上で操業開始する場合 (住民票の移動を伴うものに限る)					・転居経費、運転免許取得経費等を想定 した一時金を1人あたり50万円支給 ・社員寮、社宅の借上げ費用 (対象 経費の1/2) ※6
 高速専用回線 利用料金補助金 (1Mbps以上の専用回線使用料)	支給要件	県の立地認定を受けた企業				
	補助率	1/2				
	補助対象期間	5年				
	補助限度額	上限: 5,000万円/年、下限: 50万円/年				
 大規模コール センター補助 (通話料、システム利用料金等)	支給要件	コールセンター業・常用20人以上				
	補助率	1/2				
	補助対象期間	5年				
	補助限度額	上限: 5,000万円/年、下限: 50万円/年				

※1: 認定要件のほか、業績の安定性、成長性、信用度などに関する審査を行います。 ※2: 投資助成に係る助成金を受給するためには、1,000万円以上の増加固定資本が必要になります。 ※3: コールセンター業は、中山間地域に立地する場合のみ雇用助成の対象となります(隠岐郡を除く地域は増加雇用従業員数19人以下に限る)。なお、隠岐郡は助成額の上限が3,000万円になります。 ※4: 外国人労働者の方については、身分や地位に基づく在留資格のある外国人労働者のみ雇用助成の対象となります。(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第二参照) ※5: 家賃補助金と施設改修補助金は併用可能ですが、年間2,000万円又は1,000万円を補助限度額とします。 ※6: 【人材確保】年間300万円の補助限度額内とします。

拠点増設

県内企業が規模拡大を行う場合^{※1}

		ソフト産業		
		中山間地域		
		市	町 村	
 企業立地促進助成金	業種	<ul style="list-style-type: none"> ●ソフトウェア業 ●インターネット広告業 ●データセンター業 ●その他産業支援サービス業（知事が特に認める業種） ●情報処理・提供サービス ●コールセンター業 ●非破壊検査業 ●インターネット付随サービス業 ●シェアードサービス業 ●機械設計業 		
	認定要件 ^{※2} (増加雇用従業員数)	常用10人以上	常用5人以上	常用3人以上
	投資助成 ^{※3}	5～15%		
	雇用助成 ^{※4} (新卒・UIターン) ^{※5}	常用雇用× 100 万円	常用雇用× 130 万円(中小企業以外 100 万円)	
 家賃補助金	支給要件 (増加雇用従業員数)	常用10人以上	常用5人以上	常用3人以上
	補助率	1/2		
	補助対象期間	5年間		
	補助限度額	2,000 万円/年(5,000円/月・坪以内)		
	 施設改修補助金^{※6}	補助対象期間	1/2	
補助限度額		500 万円(操業開始時に要した費用のみ)		

▶上記のほか、高速専用回線利用料金補助金、大規模コールセンター補助もあります。

※1：立地計画認定申請書受理日以降の増加雇用、増加面積、増加回線が対象になります。 ※2：増加雇用従業員数のほか、業績の安定性、成長性、信用度などに関する審査を行います。 ※3：投資助成に係る助成金を受給するためには、1,000万円以上の増加固定資本が必要になります。 ※4：コールセンター業は、中山間地域に立地する場合のみ雇用助成の対象となります（隠岐郡を除く地域は増加雇用従業員数19人以下に限る）。なお、隠岐郡は助成額の上限が3,000万円になります。 ※5：外国人労働者の方については、身分や地位に基づく在留資格のある外国人労働者のみ雇用助成の対象となります。（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第二参照） ※6：家賃補助金と施設改修補助は併用可能ですが、年間2,000万円を補助限度額とします。

その他の支援制度



県営工業団地の用地取得に対する補助 (県及び市の補助金)

対象団地	県+市の補助率	県の補助要件	各市の補助要件
ソフトビジネスパーク 島根 (松江市)	30% (県15%+市15%)	以下の①～③いずれにも該当すること。 ①取得面積1,000㎡以上 ②土地売買届を受理した日から補助金交付申請（操業後3年以内）までに、立地に伴い県内において増加した常用従業員数が5人以上 ③島根県企業立地促進助成金の交付を受けていない土地であること	以下の①②のいずれも該当すること。 ①【製造業】 投下固定資産1億円以上、新規雇用数10人以上 【ソフト産業等】 投下固定資産5000万円以上、新規雇用数5人以上 ②用地取得後3年以内に操業を開始
石見臨空 ファクトリーパーク (益田市)	50% (県20%+市30%)		県補助金と同要件
江津地域拠点 工業団地 (江津市)	50% (県20%+市30%)		以下の①②のいずれかに該当すること。 ①取得面積5,000㎡以上 ②操業開始（用地取得後3年以内）後3年以内に、新規雇用数が10人以上

▶上記のほか、事業用定期借地制度、割賦分譲制度もあります。



原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金

松江市（旧東出雲町を除く）に立地する企業が対象です。工場・事務所を新設又は増設し、3人以上の雇用をする企業に対し、電気料金を助成する制度です（最大8年間）。

企業立地促進助成金交付までの流れ

企業

島根県

事前協議

立地計画認定申請書提出

県企業立地課受理

標準的な期間

工場等建設・雇用

関係機関意見聴取

立地計画認定委員会

認定決定

認定書交付・覚書調印式

受理

助成金の対象期間

地域未来投資促進法に基づき、税の免除を受ける場合、必ず事前手続が必要です。詳細は9ページをご覧ください。

- 〈審査内容〉
- 業種
 - 優良な企業体質
 - 公害防止措置
 - 立地の規模
 - 適正な土地利用

3〜4か月

作業開始の日から3年以内

作業開始

作業開始届

支給要件(投資、雇用)達成

助成金申請

企業代表者様・知事・市町村長が出席し、報道陣に公開のうえ実施します

検査

助成金受領

交付決定

1〜2か月

市町村の優遇制度

県内各市町村の優遇制度については、右記のQRコードからご確認ください。

●各市町村の優遇制度の要件に合致すれば、県の優遇制度との併用可能です。



語句説明等

中山間地域

松江市、出雲市の一部エリアを除いた地域が対象となります。

詳しくはこちらを
ご確認ください



投下固定資本額と増加固定資本額

投下固定資本額	企業の立地を行うために必要な投下固定資本（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋又は償却資産）の取得に要する経費の総額をいいます。 法人税法第64条の2に規定するリース取引を行う物件は対象となりますが、無形固定資産は対象外となります。
増加固定資本額	企業立地促進条例に基づく立地計画の認定を受けた企業が、助成対象期間（認定申請書受理日から操業後3年以内）に新たに発注した投下固定資本であって、経費の支払いが終わっているものをいいます。 なお、助成金以外の県の補助金等を受けて固定資産（土地、建物、償却資産）を取得された場合、その固定資産の取得費用は投資助成額の算定基礎となる増加固定資本額から控除します。

増加雇用従業員数

立地計画の申請受理後、増加した常用従業員の数をいいます。

常用従業員	雇用期間の定めがない正社員や雇用条件等が正社員と同等の社員をいいます。（パート、アルバイト等を除く）
-------	----------------------------------------------------

※助成金の交付は、増加雇用従業員のうち新規卒就職者及びUターン就職者が対象です。新設の場合は、県外拠点からの異動によるUターンも対象です。

助成金の加算

区分	要件	加算割合	判断	項目
製造業	次世代産業分野	各要件につき 5% (最大15%)	事業内容が次世代産業分野（グリーン、次世代モビリティ、ヘルスケア）に該当し、認定申請時に①～③の要件を全て満たす企業	①次世代産業分野に関する技術開発等を含む立地計画であること ②過去5年間の技術開発等に従事する専門職の採用実績があること（大企業5名、中小企業3名以上） ③上記専門職の採用が見込まれる立地計画であること
	労働生産性		直前の労働生産性 【大企業】1,100万円以上 【中小企業】800万円以上	労働生産性＝付加価値額（営業利益＋租税公課＋人件費）／常用従業員数
	高度技術者雇用		高度な技術職の新規雇用 【大企業】5人以上 【中小企業】3人以上	大学卒、高専卒などの専門職の雇用（基礎研究、製品開発、設計・試作、生産技術開発、品質管理、生産管理などの雇用）
	港湾利用		浜田港・境港の利用が年間10TEU以上ある企業	輸出・輸入の合計取扱量
	県内波及効果		県内企業との取引＝1,000万円/年以上	操業後、継続的に発生し、認定企業が生産している製品の一部分になる経費 〈例〉県内生産拠点で生産している製品や原材料等の購入費、県内生産拠点への生産委託費など
	中山間地域立地		中山間地域への立地	—
業増設	次世代産業分野	各要件につき 5% (最大10%)	新設の場合と同様	②は県内拠点の採用実績で判断
	労働生産性		労働生産性10%以上UPかつ、 交付申請直前の労働生産性 【大企業】1,100万円以上 【中小企業】800万円以上	認定前と交付申請直前の決算数値を比較
	高度技術者雇用		高度な技術職の新規雇用 【大企業】5人以上 【中小企業】3人以上 【地元企業】1人以上	新設の場合と同様
	中山間地域立地		中山間地域への立地	—
ソフト産業	次世代産業分野	各要件につき 5% 〈新設〉 最大15% 〈増設〉 最大10%	製造業の場合と同様	製造業の場合と同様
	技術資格*		高度な情報処理技術に関する資格者の割合が25%以上	有資格者割合＝有資格者数／全従業員数
	高度技術者雇用		高度な専門職の新規雇用 【中山間地域外】5人以上 【中山間地域】2人以上	大学卒、高専卒などの専門職の雇用（基礎研究、製品・システム開発、設計・試作など）
	中山間地域立地		中山間地域への立地	—

※増設の場合において、立地計画認定申請書受理日における有資格者割合が、①25%未満の場合、助成金申請日において有資格者割合25%以上であること、②25%以上の場合、助成金申請日における有資格者数が、立地計画認定申請書受理日の有資格者数と、増加従業員数に25%を乗じた人数を合算した人数以上であること。

助成金の交付限度額

増加雇用従業員数が**30人以上**であり、かつ下記の①②に該当する場合、投資助成の助成限度額を増額します。

①石見地域又は隠岐地域に立地する場合	+ 3億円
②県営工業団地に立地し、知事が特に認める場合	+ 2億円

交付限度額の例

〈投資助成〉

通常	加算要件・加算額		
	①に該当 (+ 3億円)	②に該当 (+ 2億円)	①②に該当 (+ 5億円)
7億円	10億円	9億円	12億円



〈雇用助成〉

上限なし

助成金の交付申請

操業開始から3年以内で助成金支給要件が満たされた時期に助成金の交付申請が可能となります。
(助成金の交付は、年2億円を限度として分割で交付いたします。)

助成金の返還

助成金の交付後7年以内に、事業の廃止や常用従業員数を削減する等のケースでは助成金の返還を求めることがありますので、留意願います。

融資

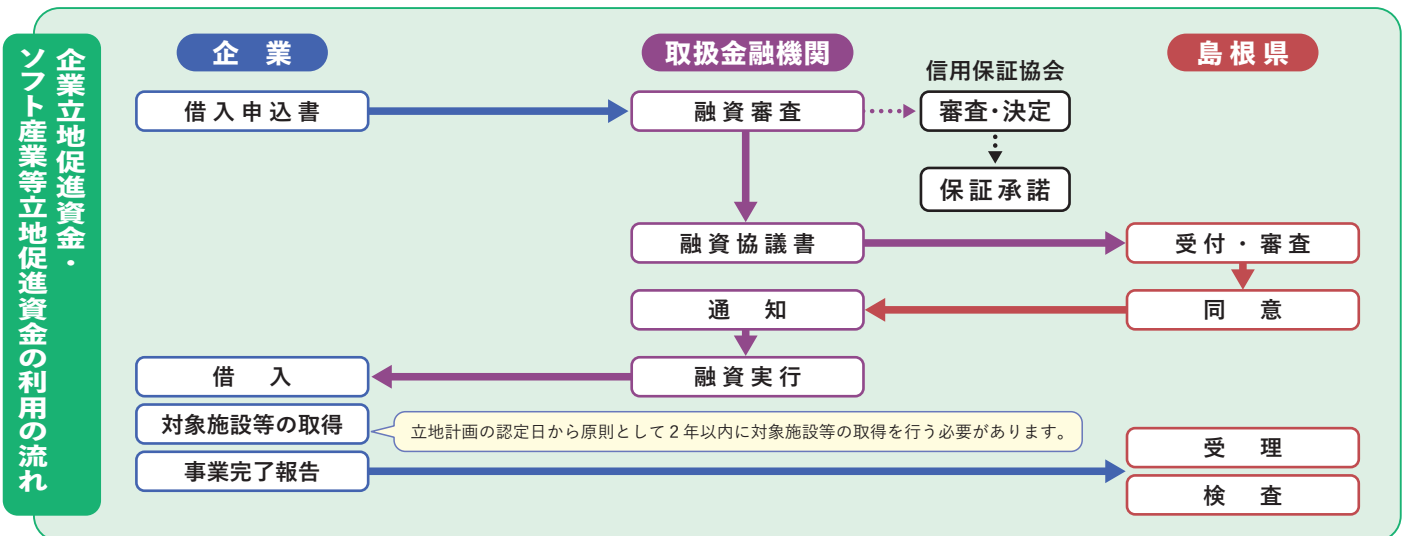
低利0.9%、最高20億円の融資

■企業立地促進資金 ※1

対 象 業 種	製造業
対 象 経 費	土地、建物、機械設備の取得経費
融 資 限 度 額	20億円
融 資 割 合	投下固定資本額の50%以内
融 資 利 率	年0.9%（信用保証が必要となる場合で責任共有制度の対象となる場合1.05%）（※改定することがあります）
融 資 期 間	15年以内（うち2年以内据置、原則として元金均等月賦償還）

■ソフト産業等立地促進資金 ※1

対 象 業 種	ソフト産業、ソフト系IT産業
対 象 経 費	土地、建物、機械設備の取得経費
融 資 限 度 額	2億円
融 資 割 合	投下固定資本額の80%以内
融 資 利 率	年0.9%（信用保証が必要となる場合で責任共有制度の対象となる場合1.05%）（※改定することがあります）
融 資 期 間	15年以内（うち2年以内据置、原則として元金均等月賦償還）
対 象 経 費	人件費、土地及び建物の賃借料、設備機器のリース料の1年分
融 資 限 度 額	6,000万円
融 資 利 率	年0.9%（信用保証が必要となる場合で責任共有制度の対象となる場合1.05%）（※改定することがあります）
融 資 期 間	7年以内（うち1年以内据置、原則として元金均等月賦償還）



※1：●立地計画の認定を受けていただくことが条件です。●中小企業で島根県信用保証協会の保証が必要となる場合は、別途保証料の負担があります。

■中小企業育成振興資金（事業所新設等資金）

島根県企業立地促進条例の要件に満たない規模の立地についても、融資の制度があります。

対 象 業 種	製造業、ソフト産業等、知事特認業種※2
融 資 要 件	投下固定資本額 製造業5千万円以上、ソフト産業等3千万円以上
	新規雇用従業員数 3人以上（操業開始後1年以内）
	対 象 経 費 土地、建物、機械設備の取得経費
	そ の 他 県内に事業所を有する中小企業のみ対象
融 資 額	融 資 限 度 額 2億円
	融 資 割 合 投下固定資本額の3分の2以内
	融 資 利 率 年0.9%（信用保証が必要となる場合で責任共有制度の対象となる場合1.05%）（※改定することがあります）
	融 資 期 間 15年以内（うち2年以内据置、原則として元金均等月賦償還）

※2：●知事特認業種は、市町村が行う地域振興対策に適合した事業について、市町村の推薦に基づいて案件ごとに認めます。●借入申込前に着手した事業については、対象となりませんのでご注意ください。（やむをえない場合は、事前着手届の提出が必要となります。）

地域未来投資促進法による支援

■地域未来投資促進法とは

地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、地域の経済を牽引する「地域経済牽引事業」を創出することで、地域経済に波及効果を与え付加価値の創出を目指すものです。税制優遇、工場立地法の緑地規制の緩和などのメリットがあります。

■地域未来投資促進法に基づく主な支援

国 (法人税)	税	<ul style="list-style-type: none"> ●機械装置：特別償却35% 又は 税額控除4% ●器具備品：特別償却35% 又は 税額控除4% ●建物等：特別償却20% 又は 税額控除2% 	注：国税の課税特例を受けるには、設備投資総額や、事業の先進性等、一定の要件を満たす（国の確認を受ける）必要があります。
県	税	<ul style="list-style-type: none"> ●不動産取得税（土地、建物・付属設備にかかるもの）：免除 ●固定資産税（構築物にかかるもの）：免除（3年間） <small>※地方税法第740条の規定に基づく大規模な償却資産にかかる固定資産税です。</small>	
市町村	税	●固定資産税（土地、建物・付属設備、構築物にかかるもの）：免除又は不均一課税 <small>※各市町村の条例により異なります。</small>	

※上記のほか、県の基本計画で指定する「重点促進区域」（県内工業団地）における工場立地法の緑地等面積率の緩和（市町村で条例の制定が必要）や設備導入の助成金や低利貸付などの支援措置があります。
※対象資産の貸付の用に供する場合や中古の建物、機械等の取得は対象となりません。

■地域未来投資促進法に基づく支援を受けるには

- 「地域経済牽引事業計画」を作成し、県知事の承認を受ける必要があります。
- 県の承認を受けるには、「島根県未来投資促進基本計画」に定める要件（①地域の特性を活用②付加価値創出額③経済的効果）を満たす必要があります。
- 課税の特例措置を受けるには、建物の工事着工前、設備等の取得前に、国に対して、主務大臣が定める基準への適合に係る確認申請を行い、確認書の交付を受ける必要があります。

■第2期島根県未来投資促進基本計画

概要	島根県には、高い機械金属加工技術等を伴った製造業が集積しており、成長性の高い新事業への参入を後押しするとともに生産性改革を進め、質の高い雇用の創出を行います。また、それらが小売・サービス等他の産業にも高い経済的波及効果をもたらすよう地域内における好循環の形成を目指します。
促進区域	島根県全域
経済的効果	1件当たりの平均1.4億円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を計画期間に30件創出し、これらの事業が促進区域で1.2倍の波及効果を与え、促進区域で50億円の付加価値を創出することを目指します。
地域の特性	<ul style="list-style-type: none"> ①機械金属関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野 ②電気・電子関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野 ③食品関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野 ④木材・住宅関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野 ⑤パルプ、繊維、資源循環関連製造業等の固有技術を活用した成長ものづくり分野 ⑥豊富な農林水産物を活用した農林水産・地域商社・流通分野 ⑦情報関連産業の集積を活用したデジタル分野 ⑧「ご縁」と「美肌」をキーワードに、島根の魅力ある観光資源を活用した観光分野 ⑨医療・福祉関連製造業の固有技術や高齢者等の健康に関する情報を活用したヘルスケア分野 ⑩恵まれた自然環境やエネルギー賦存量を活用した環境・エネルギー分野
計画期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日

■工事着工と手続きのタイミング

土地は県の承認後に取得するもの、建物等は県の承認後に工事着工するもの、機械装置、器具備品は国の確認後に取得するものが課税特例の対象となります。



地域再生法（地方拠点強化税制）による支援

■地域再生法（地方拠点強化税制）とは

国の認定を受けた地域再生計画に基づき、首都圏等からの企業の本社機能の移転並びに県内企業の本社機能の拡充を促進し、県内雇用の拡大と地域経済の活性化を目指すものです。

■支援対象

次のいずれかで「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の県認定を受ける必要があります。

移転型 東京23区にある特定業務施設を地方移転する場合

拡充型 地方にある特定業務施設を拡充する場合

「特定業務施設」とは以下に該当する施設です。

- 調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、情報サービス事業部門のいずれかを行う事務所
- インサイドセールスを行う事務所
- 他企業の管理業務を受託して行う事務所
- 研究開発において重要な役割を担う研究所
- 人材育成において重要な役割を担う研修所

※特定業務施設の 신설に併せて整備される特定業務児童福祉施設も対象

■対象区域

市町村ごとに「地方活力向上地域（移転型）」又は「地方活力向上地域（拡充型）」として指定された区域

■支援内容

	区 分	移 転 型	拡 充 型
法人税 ^{※1}	オフィス減税	【新築、増築、新築の取得】 税額控除7%又は特別償却25% 一定の要件 ^{※2} を満たした場合 税額控除8%（特別償却は同率） 【中古資産の取得及び取得に伴う改修】 税額控除4%又は特別償却15%	【新築、増築、新築の取得】 税額控除4%又は特別償却15% 一定の要件 ^{※2} を満たした場合 税額控除5%又は特別償却20% 【中古資産の取得及び取得に伴う改修】 税額控除3%又は特別償却10%
	事業税	不均一課税 初年度：標準税率×1/2 2年度：標準税率×3/4 3年度：標準税率×7/8	—
県 税	不動産所得税	課税免除	標準税率×1/10
	固定資産税 (大規模償却資産)	初年度：課税免除 2年度：標準税率×1/4 3年度：標準税率×2/4	初年度：標準税率×1/10 2年度：標準税率×1/3 3年度：標準税率×2/3
市町村税	固定資産税	免除又は不均一課税 ※市町村ごとに異なります	

※1：雇用促進税制(法人税)は適用期限(令和8年3月31日)をもって廃止。ただし、当該期限までに「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けた場合、経過措置あり。

※2：大企業…特定業務施設を構成する建物及び構築物の取得価額の合計が10億円以上かつ特定業務施設で勤務する従業員の増加数が60名以上であること。
中小企業…特定業務施設で勤務する従業員の増加数が20名以上であること。

■整備計画認定要件

- 本社機能（特定業務施設）の整備内容が、地域再生計画（島根県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト）に適合していること。

※工場や店舗は対象外です。

- 特定業務施設において常時雇用従業員数が5人以上（中小企業は1人以上）増加すること。

課税の免除・軽減

生産設備等の新設又は増設時の課税の特例

- 指定区域において、製造業等の用に供する生産設備を新設又は増設した場合は、「特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例」の規定に基づき、県税（事業税、固定資産税及び不動産取得税）について課税免除又は不均一課税の特例があります。
- 市町村税、国税についても課税の特例があります。詳細は、管轄の機関にお尋ねください。（市町村税：各市町村税務所管課、国税：税務署）

■着工までに手続きが必要なもの

法律	県 税				市町村税※1	国 税
	適用要件	事業税	固定資産税※2	不動産取得税		
促進区域 地域未来投資促進法 (平成19、法律40)	家屋、構築物、土地の取得額 1億円超※3 (農林漁業関連業種は5,000万円超)	—	課税免除 (3年間)	課税免除	固定資産税	法人税
地方活力向上地域 地域再生法 (平成17、法律24)	県による 「地方活力向上地域等 特定業務施設整備計画」の 認定※4 建物及びその付属施設等 3,800万円以上※5	初年度 標準税率×1/2 第2年度 標準税率×3/4 第3年度 標準税率×7/8 ※移転型に限る	〈移転型〉 初年度：課税免除 第2年度：標準税率×1/4 第3年度：標準税率×2/4 〈拡充型〉 初年度：標準税率×1/10 第2年度：標準税率×1/3 第3年度：標準税率×2/3	〈移転型〉 課税免除 〈拡充型〉 標準税率×1/10	固定資産税	法人税
中小企業等 経営強化法	【市町村税】市町村による「先端設備等導入計画」の認定 【国税】国による「経営力向上計画」の認定				建物付属設備、機械設備等に課税標準を3年間1/2もしくは5年間1/4に軽減	機械装置等に、特別償却又は取得価額10%の税額控除（資本金の額等が3,000万円超の法人は7%）が選択適用

■事前の手続きが不要なもの

法律	県 税				市町村税※1	国 税
	適用要件	事業税	固定資産税※2	不動産取得税		
過疎地域 過疎地域の持続的発展の 支援に関する特別措置法 (令和3、法律13)	生産設備等取得額 500～2,000万円以上	課税免除 (3年間)	課税免除 (3年間)	課税免除	固定資産税	法人税
半島振興地域 半島振興法※6 (昭和60、法律63)	生産設備取得額 500～2,000万円以上	不均一課税 税率 初年度：標準税率×1/2 第2年度：標準税率×3/4 第3年度：標準税率×7/8	不均一課税 税率 初年度：0.14/100 第2年度：0.35/100 第3年度：0.7 /100	不均一課税 税率 土地：0.3/100 建物：0.4/100	固定資産税	法人税
離島振興地域 離島振興法※6 (昭和28、法律72)	生産設備取得額 500～2,000万円以上	課税免除 (3年間)	課税免除 (3年間)	課税免除	固定資産税	法人税
原発等立地地域 原子力発電施設等立地地域 振興に関する特別措置法 (平成12、法律148)	①生産設備等取得額 2,700万円超 ②増加雇用者数 15人超（製造業を除く）	不均一課税 税率 初年度：標準税率×1/2 第2年度：標準税率×3/4 第3年度：標準税率×7/8	不均一課税 税率 初年度：0.14/100 第2年度：0.35/100 第3年度：0.7 /100	不均一課税 税率 土地：0.3/100 建物：0.4/100	固定資産税	法人税

※1：市町村による固定資産税の軽減制度は、各市町村により異なります。 ※2：地方税法第740条の規定に基づき大規模の償却資産に対し県が課税するものです。 ※3：島根県企業立地促進条例に基づく認定とは異なり、別途手続きが必要です。 ※4：地域再生法（島根県企業立地促進条例に基づく認定とは異なりますので別途手続きが必要です。）に基づく本社機能の移転・拡充に限ります。 ※5：中小企業の場合、1,900万円以上。知事が「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を認定した日から3年以内に特定業務施設（本社機能）の用に供することが必要です。 ※6：半島振興法及び離島振興法の対象地域と過疎法の対象地域が重複する場合は、過疎法が適用されます。

地域指定

- 地域未来投資促進法に基づく促進区域は、島根県全域です。
- 地域再生法に基づく地方活力向上地域は、各市町村ごとに地域指定があります。
- 上記以外の指定区域は下図のとおりです。



適用期間

適用期間は次のとおりです。

- ▶過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
令和3年4月1日～令和9年3月31日
- ▶半島振興法
昭和61年6月27日～令和9年3月31日
- ▶原発等立地地域振興法
平成25年4月1日～令和9年3月31日
- ▶離島振興法
平成5年4月1日～令和9年3月31日
- ▶地域再生法
平成27年10月2日～令和10年3月31日※
- ▶地域未来投資促進法
平成25年6月2日～令和10年3月31日

※令和8年6月議会で条例改正後に適用予定の期間です。

お気軽にご相談ください

島根県企業立地課
TEL0852-22-5295
〒690-8501 島根県松江市殿町1 FAX0852-22-6080
[E-mail] kigyo-richi@pref.shimane.lg.jp



島根県東京事務所
TEL03-5212-9054
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館11F
FAX03-5212-9069

島根県なごや情報センター
TEL052-262-4858
〒460-0008 名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル5F
FAX052-262-4877



島根県大阪事務所
TEL06-6364-3605
〒530-0047 大阪市北区西天満3-13-18 島根ビル2F
FAX06-6364-3854



島根県広島事務所
TEL082-209-8775
〒730-0011 広島市中区基町11-10 合人社広島紙屋町ビル1F
FAX082-209-8787

